

第九十二回
帝國議會
貴族院

檢察廳法案特別委員會議事速記録第四號

付託議案

○日本國憲法の施行に伴う民法の應急
的措置に関する法律案

○日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法
の應急的措置に関する法律案

○日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法
の應急的措置に関する法律案

昭和二十二年三月三十一日(月曜日)
午前十時三十分開會

○委員長(男爵奥田剛郎君) 是より委
員會を開きます、「日本國憲法の施行
に伴う民法の應急的措置に関する法律
案」外二件に付て御質問がございま
すならば御繼續を願ひます、御質問は
ございませぬでせうか、……御質問もな
いやうでありますから、是より討論に
入りたいと存じますが、御異議はござ
いませぬか

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(男爵奥田剛郎君) 御異議な
いものと認めて討論に入ります、便宜
上「日本國憲法の施行に伴う民法の應
急的措置に関する法律案」外二案を一
括して議題と致します、御發言があり
ましたら御願ひ致します

○牧野英一君 此の三案の中民法の應
急措置に関する法律案に付て一言申し
上げたい、此の民法ばかりでございま
せぬ、三案共に應急的措置に関する法
律案であることと云ふことを十分心得な
ければならぬ、從つて根本的な議論、
又理論的に意見を述べると云ふことは
適當でないかと存ぜられますけれども、
併しながら此の應急措置に関する
法律案の内容は、後日本式の法律が

第四部第十八類 檢察廳法案特別委員會議事速記録 第四號 昭和二十二年三月三十一日【貴族院】

出來る時に、矢張り重大なる影響のあ
るものと考へられますし、のみならず
此の法律それ自體として今日に於て、
既に世上に誤解を招く處があると云ふ
ことを慮らねばならぬ、さう云ふ
立場から少しばかりのことを申し出る
ことを御許しを願ひたい、民法の應急
措置に關する法律案に付ては、質問の
時に申上げました通り、此の法律が如
何にも消極的な法律であると云ふこと
の爲に、却て風教を害する處さへがあ
りはないかと思ふのであります、即
ち我々の家族生活とは、個人の尊嚴と
兩性の本質的平等をその原則とするの
であると謂ふかの誤解を生ずるかと思
ふのであります、又現に私の狭い經驗
の中に於ても、相當な知識階級の人が
誤解を生じて居るのに接したこと、一
二にして止まらないのであります、本
會議に於て我妻君の質問になつた御言
葉の中にも、明かに此の誤解と云ふこ
とが申述べられて居るのであります、
固より應急措置に關する法律として、
個人の尊嚴と兩性の本質的平等に付て
のみ、是は應急措置であると云ふこと
は、第一條に明かにせられて居ります
ので、世の中の誤解は飽く迄も誤解
でありますけれども、我々の家族生
活と云ふものは、一方に於ては固より
二つの原則でありますけれども、他
の方面に於ては敬愛と協力との積極的
な二つの原則を必要とする譯でありま
すので、其の點が何等かの形に於て
此の應急措置の法律案に明かにせられ
て居ることを私は希望致したいので、

出來ることならば修正案を提出したい
と思ふのであります、併しながら差迫
つた今日、修正案を提出すると云ふこ
とも出來ますまいから、後刻希望決議
案を提出することに依つて此の案を贊
成を致したいと思ひますが、私共の
心持だけは一つ御諒察願ひたいと思
ひます、只今も同僚の方からして御注意
がありました、第四條に「成年者の
婚姻、離婚、養子縁組及び離縁につ
いては、父母の同意を要しない」と云
ふ規定、書き方……法律家に取つては現
行の民法を本に致しますから何でも
ないのでありますけれども、之の規定
が世の中に現れます時に、今後婚姻
に付ては父母の同意を要しない、固
より憲法には兩性の合意のみに依り
ますから、此の規定はそれを承け
たことで誠に尤もな規定ではありま
すけれども、此の四條の規定と云ふも
のは、風教を援けないのでなくして、
風教を却て害する處さへありはしない
かと心配されるのであります、法律が
風教其のものをそれだけに維持する
と云ふことは言へないにしても、矢張り
法律が風教を援けると云ふ所迄は行
かなければならぬ、殊に法律が風
教に反對の効果を及ぼす處があると云
ふやうなことは、餘程立法としては慎
まなければならぬことであらうかと考
へるのであります、只今の第四條は一
例に過ぎませぬが、此の法案を全體と
して見た時に、如何にも私共としては
一種の不愉快をさへ禁じ能はざるもの
があるやうな氣が致しますのでありま

す、それで後刻尙申上げますが、我々
は此の法案を通過せしめるに付ても、
我々の親族、相續の關係は、單に憲法
に示されて居るやうな、個人の尊嚴と
兩性の本質的平等だけを原則として居
るのではない、斯様な消極的な原則を
發點として、更に積極的な敬愛と協力
との原則を考へて居る、さう云ふ豫定
を明かにすることに依つて、此の法律
案を承認すると云ふことを明かに致し
たいと思ふのであります、第二には民
事訴訟法の法律案に付て申上げます
それに付ては、私は多くの意見を持つ
て居りませぬ、唯昨日、第二條に付て
の質問がございまして、日本國憲法及
び裁判所法の制定の趣旨に合ふやうに
解釋しなければならぬ、私は此の規
定の、是は學問上一種概括的條項に
なる譯であります、之に對する同
僚の方の質問に對する政府の説明と致
しましては、極めて事務的の點に付て
色々御示しがあつたので、御尤もに拜
聴致しましたが、併し成る程憲法の中
には民事訴訟法と云ふものに付ての直
接の規定はございませぬけれども、併
し民事訴訟法と云ふものが今日の極め
て形式的な、極めて煩瑣なものである
ことから、餘程趣を變へて來なければ
ならぬと思ひます、其の第一歩と致し
まして、裁判所に於ては、簡易裁判
所の性質として、民事訴訟法の精神が
一變しなければならぬと云ふことを、
臨時法制調査會に於て特に主張して置
きましたので、其處では御採用願へま
したのでございしますけれども、議會

の法案としてはそれが御採用になるこ
とが出来ませぬでした、併し憲法を單
に其の消極的な方面に於て眺めるばか
りでなく、其の消極的な改革を更に積
極的に展開、擴充すると云ふことにな
りますと云ふと、民事訴訟法に於ても
相當に大きな改革があつて然るべきも
のであると思ひます、應急措置に關す
る法律に於てそれを明かにすると云ふ
ことは出来なかつたでございませう、
併しながら憲法の解釋が進むに従つて
第二條の運用と云ふものには、大きな
顯著な變動があり得るものではないか
と考へて居りますので、さう云ふ
ことの豫定の下に、私は此の法律案に
賛成を致したいと思ひます、言換へれ
ば民事訴訟法改革の全面的な改正の時
に於ては、民事訴訟法に對する世界的
な新たな要望が如何なるものであるか
と云ふことを、更に十分當局に於ては
御考へ直しを願ひたいと思ふのであり
ます、從來の民事訴訟法は、如何にも
論理的に其の構造に於ては立派なもの
ではありますけれども、何處迄も十九
世紀の舊い個人主義の形が残つて居
りますが、是は餘程趣を異にすることに
ならねばならぬと云ふことは、少くも
ヨーロッパの大體派の人々は之を議
論致して居るのであります、英米法の
方は、實は私能く心得て居りませぬ、
併しながら英米法の少くとも法律の書
物を讀みますと、是は甚だ英米らしく
傳統的なものに泥んで居りますので、
今後どう云ふ風に改革になるのでござ
いませうか、甚だ不案内であります

の法案としてはそれが御採用になるこ
とが出来ませぬでした、併し憲法を單
に其の消極的な方面に於て眺めるばか
りでなく、其の消極的な改革を更に積
極的に展開、擴充すると云ふことにな
りますと云ふと、民事訴訟法に於ても
相當に大きな改革があつて然るべきも
のであると思ひます、應急措置に關す
る法律に於てそれを明かにすると云ふ
ことは出来なかつたでございませう、
併しながら憲法の解釋が進むに従つて
第二條の運用と云ふものには、大きな
顯著な變動があり得るものではないか
と考へて居りますので、さう云ふ
ことの豫定の下に、私は此の法律案に
賛成を致したいと思ひます、言換へれ
ば民事訴訟法改革の全面的な改正の時
に於ては、民事訴訟法に對する世界的
な新たな要望が如何なるものであるか
と云ふことを、更に十分當局に於ては
御考へ直しを願ひたいと思ふのであり
ます、從來の民事訴訟法は、如何にも
論理的に其の構造に於ては立派なもの
ではありますけれども、何處迄も十九
世紀の舊い個人主義の形が残つて居
りますが、是は餘程趣を異にすることに
ならねばならぬと云ふことは、少くも
ヨーロッパの大體派の人々は之を議
論致して居るのであります、英米法の
方は、實は私能く心得て居りませぬ、
併しながら英米法の少くとも法律の書
物を讀みますと、是は甚だ英米らしく
傳統的なものに泥んで居りますので、
今後どう云ふ風に改革になるのでござ
いませうか、甚だ不案内であります

の法案としてはそれが御採用になるこ
とが出来ませぬでした、併し憲法を單
に其の消極的な方面に於て眺めるばか
りでなく、其の消極的な改革を更に積
極的に展開、擴充すると云ふことにな
りますと云ふと、民事訴訟法に於ても
相當に大きな改革があつて然るべきも
のであると思ひます、應急措置に關す
る法律に於てそれを明かにすると云ふ
ことは出来なかつたでございませう、
併しながら憲法の解釋が進むに従つて
第二條の運用と云ふものには、大きな
顯著な變動があり得るものではないか
と考へて居りますので、さう云ふ
ことの豫定の下に、私は此の法律案に
賛成を致したいと思ひます、言換へれ
ば民事訴訟法改革の全面的な改正の時
に於ては、民事訴訟法に對する世界的
な新たな要望が如何なるものであるか
と云ふことを、更に十分當局に於ては
御考へ直しを願ひたいと思ふのであり
ます、從來の民事訴訟法は、如何にも
論理的に其の構造に於ては立派なもの
ではありますけれども、何處迄も十九
世紀の舊い個人主義の形が残つて居
りますが、是は餘程趣を異にすることに
ならねばならぬと云ふことは、少くも
ヨーロッパの大體派の人々は之を議
論致して居るのであります、英米法の
方は、實は私能く心得て居りませぬ、
併しながら英米法の少くとも法律の書
物を讀みますと、是は甚だ英米らしく
傳統的なものに泥んで居りますので、
今後どう云ふ風に改革になるのでござ
いませうか、甚だ不案内であります

平素大陸の法律思想を研究して居ります立場から考へまして、憲法との關係上第二條には、當局の説明を超えて思想的な、理論的なものを我々は考へて居ると云ふことを申し上げて置きたいと思ひます、次に刑事訴訟法に付てでござりまするが、刑事訴訟法の第二條にも同じことが見えて居りますので是は民事訴訟法に付て申述べたと同様でござりまする、次に刑事訴訟法に於きましては、質問の時に申上げました通り、第八條の第二號でござりまする憲法に現れて居ります「司法官憲」と云ふ言葉は、誠に是は困つた言葉と申しては相濟まぬ恐縮な次第でござりまするけれども、憲法審議の當時、大いに議論のあつた點で、是が刑事訴訟法に如何なる影響を及すかと云ふことに付ては、甚だ懸念に堪へざるものがありまする、私は特に修正意見と云ふものを提出して、色々御相談申上げた次第でありますけれども、致し方がない、司法官憲で通りました、そこで第一に心配せられますのは、第二號の規定が憲法に反するものと認められる、解せられる虞がないとせずと云ふことを考へて置かねばなりませぬ、最高裁判所が、斯様な手續に依つて、檢察官又は司法警察官が人を逮捕したる時に、其の處分を無効なるものとすると云ふことになり、其の結果國家賠償の問題に迄立ち至る虞があると云ふことを考へて置かねばなりませぬと思ひます、此の點に付ては憲法の規定を如何様に解釋するにしても差障りのないやうに、當局に於ては微妙な立案があるべきものと窺ふに期待をして居りましたが、矢張り差當り致し方がなかつたのでございませうか、斯様な規定になりまして、此の點に付ては最高裁判所の意見次第では、結局大きな問題が起る虞があると云ふことを留保して、私は此の案に賛成を致したいと思ひます、誠に貴族院として立法の審議に與る者が、斯様な曖昧な考を述べて置くに云ふことは恐縮な次第でござりまするけれども、今突如として此の案を手に致しましては、私の方でも之に對する對案を考へるに聊か骨が折れますので、多少の日子を與へられ、餘程考慮しなければならぬ問題でありますけれども、其の考慮も許されぬ今日、矢張り此の法案を此の儘として私としては賛成を致しますけれども、併しなから此の案を、此の案として提出せられた政府に於ては十分の覺悟も御ありになつたこととございませうが、我々としては其の懸念の次第だけは申述べて置きたいと思ひます、斯様な懸念の下に併しながら斯様な制度のあることは實務上御尤もであると云ふことは私は十分拜察申上げます、そこで其の運用のことを考へますと云ふと、第二號に「直ちに裁判官の逮捕状を求める」と云ふことになつて居ります、實は若し檢察官及び司法警察官吏が司法官憲であると云ふことに付て十分の信念を御持ちになるならば、こんな遠慮には及ばぬ譯で、もつと立派に動きの附くやうに御規定になつたらどうかと思ふ次第でござりますが、併し政府委員の説明と致しましては、其處に矢張り、十分遠慮をして是だけのことを規定したと云ふ御説明でござりました、それはそれとして伺ひますが、同時に併し「直ちに」とあつて、如何にも敏速に事が運ばれるやうになつて居りますけれども、それには別に制限がございませぬので、「直ちに」は、唯「直ちに」なつて居ります、要するにそれは刑事訴訟法第二百二十七條及び第二百二十九條の制限を受けるに止まると云ふことになりますると云ふと、折角御遠慮になつた「直ちに」が、實は大した效能のないことになりまると云ふ風に、段々考へて見ますと云ふと、此の規定は如何にも新憲法に依つて人權擁護の爲に、人權保障の爲に周到に御出來になつたやうに思ふのであります、斯様な形式にも拘らず、實は從來通り如何様にもやれる途が開いてあると云ふことになる譯であります、此の規定の下に於ても、法を運用する者の精神が改まらぬ限り、鹽廻しでも何でも出來る途は十分あるかのやうに私は考へますので、其の點は我々として、矢張り氣附いて居ると云ふことだけを申上げて置きたいと思ふのであります、併しそれかと言つて、是も何とも少し考へて見たいと思ひましたけれども、今此の短日月、毎日色々忙しい此の開會中としては、私共としても、今直ちに修正の案を用意すると云ふだけの餘裕がございませぬ、當局に於ても十分御考になつた上での御立案と私は拜察致しますので、私共の懸念だけを、此の點に付て申上げて賛成を致したいと思ひます、次に第十條でござります、第十條に付て昨日の質問の時に、憲法の通り御書きになつたかと云ふことを申しました、それに付て憲法の「抑留」「拘禁」と云ふ言葉を其の儘御用ひになつて居る點に付、私の疑として居る點を申述べて、政府委員から説明を伺ひました次第でござります、憲法に於きましては「抑留」及び「拘禁」と云ふ文字が尙二箇條に用ひられて居ります、それ等を相對照して考へますことに依つて、此の「抑留」及び「拘禁」と云ふ文字の意義、解釋に付ては、既に餘程議論があるのであります、其の議論のことは兎に角と致しまして、此の應急措置法に於ては「勾留」と云ふ文字を使つて、現行の刑事訴訟法と足並を揃へてあるものであります、之に付ては憲法の當時、司法大臣に御伺を申しまして、「抑留」又は「拘禁」と云ふことに付ては、どう云ふ意味に御解釋になつて居るか云ふことを伺つて置きましたが、其の時の御説明として私が記憶して居る所と、昨日政府委員から伺つた説明との間には、どうも食い違ひがあるやうに思ひます、そこで其の食い違ひのことを今此處で更めて申す積りもございませぬ、それで若し憲法の規定を此處へ此の儘御取入れになるならば、外の第八條に於ては憲法の規定を刑事訴訟法に順應せしめて……其處には「抑留」とか「拘禁」とか云ふ文字が用ひられて居ない、刑事訴訟法だけでうまく動くやうになつて居りますのですから、十條に付ても、矢張り刑事訴訟法らしい用語に御改めになつて、我々が適用する上には、はつきりするやうに御用ひ下さつたならば、刑事訴訟法としては何もつと體を成したことになるのではなからうかと考へる次第でござりますけれども、まあ是は憲法の規定を矢張り心得の爲に擧げたことで、其の儘持つて來たと云ふ御説明でござりまするので私としては其の説明の御心持は十分伺ひますけれども、刑事訴訟法の立案としては、後日無用な誤解を生じて、徒に紛議を生ずることになりはしないか、其の意味に於て刑事訴訟法の立案としては、用意が少し缺けて居るのではないかと云ふ疑を持つのであります、併しなから是も暫定の規定でござりますので、何れ全面的に刑事訴訟法を修正なさいまします時には、十分に御考慮になることとございませう、さう云ふ私共の心配、或は以上申上げました各種の心配は杞憂に過ぎないかも知れませぬ、或は私が誤解をして居るのかも知れませぬけれども、數日來、此の法案を繰返し拜見致しました所で斯様な疑、心配を持つて居ると云ふ次第を披瀝し、併しなから此の事情でござりまするから、此の三法案に對しては賛成の意を表しますと云ふことを申上げて置きます

○我妻榮君 私には「日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に關する法律案」に付て二つの點で意見を述べて置きたいと考へます、第一は此の均分相続と云ふ制度を本法案が採つて居りまするが、それに關聯して農業家族の相続と云ふ問題であります、均分相続と云ふ原則を此の法案が採つて居りますと云ふことは、新憲法の理想から見て尤もなことだと思ひます、從來のやうに長男が全財産を相続して、次男以下が何等の財産の分配に與らないと云ふことは、子供達の間の非常な不公平、不平等である、又次男以下の子供達が經濟的發展をする基礎を十分に持ち得ないと云ふやうなことから、均分相続と云ふ原則を採ると云ふことが、正に新憲法の要請する所だと云ふことは、私固よりそれを認めるのであります、併し此の原則を文字通りに適用して行きますと、日本の農業が滅亡に陥る外ないだらうと云ふことは、昨日あたりの各委員會の御發言からも十分窺はれ

考ふるのであります、併しながら最早已むことを得ない事情でありますから、私共としては是等の暫定的の規定に對して賛成を致す次第であります、併しながら是は極めて暫定的、應急的なものであります、非常に我々としては不満足な點が多々ありますし、又今迄述べられたやうに色々な缺點もある譯であります、例へば憲法に規定してある公務員の不法行為に關する損害賠償の規定が見當らない、或は又憲法に補償に關する規定が四十條にあります、此の規定に依りますと、現行の補償法を改正しなければならぬと思ふのであります、此の點に付ての法案が出来て居らない、或は又民法の改正に伴ひましては、戸籍法の改正と云ふことも當然やらなければならぬにも拘らず、是も提出することが出来ない、或は又先程御話になりました通り、家事審判所に關することも、何等手を觸れて居らない、或は又農業資産に關する立法も出来ないと云ふ風に、色々な點にまだ甚だ不足して居るのであります、憲法が實施されても、實際は憲法が十分に行ひ得ない状態になつて居るのであります、是は誠に遺憾なことでもありますけれども、已むを得ない、斯くの如き暫定的の法律に付きましては、其の内容から見ましても、非常に其の解釋、適用に困るやうな場合が生ずるのではないかと云ふことを惧れるのでありますけれども、已むを得ない所でもありますから、司法當局としては、十分に是等の暫定法の運用に對して萬全を期せられたいと思ふと同時に、来るべき最初の國會に於きまして、此の暫定措置でなく、本格的な、全面的な改正案を

立案されて、之を國會に提出し、此の新憲法の精神に副ふ所の立法を完成せられることに十分な努力を拂はれむことを希望する譯でありまして、其の意味に於きまして、私は此の三案に對して希望決議を御願ひ致したいと思ふのであります、希望決議の案を朗讀致します

希望決議

本委員會に付託された政府提出の諸法律案は、日本國憲法の基本的原則を實現するための暫定的應急的措置として止むを得ざるものとして承認するが、その内容には不十分なるものが多々あるので、日本國憲法の字義と精神に即した、慎重且つ周到な本格的全面的改正を、國會に於て速かに完成し得るやう、政府は萬全の努力をすべきことを強く希望する、右決議する。

さう云ふのであります
○牧野英一君 今霜山委員より希望決議の御話がありましたから、それに引續いて、私の提出致したいと思ひます希望決議の案を申述べます
本法案は、日本國憲法第二十四條の下に民法の運用を調整するため、最少の限度において應急措置の規定を設けたのに止まる結果、家族生活の尊重については世に遺憾な誤解を生ずる處がある。依つて、政府は、立法上及び行政上、家族生活における敬愛協力の精神を明かにするため、至急十分の措置を採られんことを希望する。
右決議する。

是が私の提出致します案でございます
○我妻榮君 私も先程申述べました希望決議の案を朗讀致します

本法案による均分相續はこれを文字通りに適用するときは、さなきだに零細なわが國の農業を滅亡に導くおそれがある。均分相續の原則は、新憲法の要求するところなるはこれを認むるも、我が國の農業を維持發展させるために、これに適當な調整を加へることも亦、新憲法の禁じない所と信ずる。よつて政府において、速に相續による農地の細分化及び債務過重を防止するために特別の立法的措置を講ずべきことを要望する。
右決議する。

○委員長(男爵奥田剛郎君) 他に御發言はございませぬか……御發言もないやうでありますから、直ちに採決を致します、本委員會に付託されました三案共に、原案通り可決することに御異議ございませぬか
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(男爵奥田剛郎君) 御異議ないものと認めます、仍て三案は、全會一致を以て可決致しました、次に希望決議に付て採決を致します、最初に霜山君より提出されました希望決議案を議題と致します、本決議案を當委員會の希望決議と致すことに、御異議ございませぬか
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(男爵奥田剛郎君) 御異議ないものと認めます、次に牧野君より提出されました希望決議案を議題と致します、本決議案を當委員會の希望決議と致すことに、御異議ございませぬか
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(男爵奥田剛郎君) 御異議ないものと認めます、次に我妻君より提出されました希望決議案を議題と致します、本決議案を當委員會の希望決議

と致すことに、御異議ございませぬか
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(男爵奥田剛郎君) 御異議ないものと認めます、仍て以上、本委員會に提出されました三つの決議案は全部、當委員會の希望決議を致すことに決定致しました、以上を以て、當委員會の付託になりました法案全部の審議を終了致しました、一言御挨拶を申し上げますが、誠に不馴れでありまして、大變御迷惑を掛けたことと存じます、委員皆様方の非常なる御援助に預りましたことに對しまして厚く御禮を申し上げます、それでは是にて散會を致します
午前十一時二十五分散會
出席者左の如し

委員長 男爵 奥田 剛郎君
副委員長 子爵 高木 正得君
委員 公爵 九條 道秀君
侯爵 淺野 長武君
伯爵 橋本 實斐君
子爵 秋月 種英君
大谷 正男君
子爵 清岡 長言君
牧野 英一君
渡部 信君

霜山 精一君
内海 勝二君
我妻 榮君
山隈 康君
有馬三郎君
司法大臣 木村篤太郎君
國務大臣 同
政府委員 司法事務官佐藤藤佐君
同 奥野 健一君

上、家族生活ニオケル敬愛協力ノ精神ヲ明カニスルタメ、至急十分ノ措置ヲ採ラレンコトヲ希望スル。
右決議スル。
〔牧野委員提出〕
日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に關する法律案ニ對スル希望決議
本法案ニヨル均分相續ハ、コレヲ文字通りニ適用スルトキハ、サナキダニ零細ナワガ國ノ農業ヲ滅亡ニ導クオソレガアル。
均分相續ノ原則ハ、新憲法ノ要求スルトコロナルハコレヲ認ムルモ、ワガ國ノ農業ヲ維持發展サセルタメニ、コレニ適當ナ調整ヲ加ヘルコトモ亦、新憲法ノ禁ジナイコトコト信ズル。ヨツテ、政府ニオイテ、速ニ相續ニヨル農地ノ細分化及ビ債務過重ヲ防止スルタメニ、特別ノ立法的措置ヲ講スベキコトヲ要望スル。
右決議スル。
〔我妻委員提出〕

〔參照〕
日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に關する法律案、日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に關する法律案及び日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に關する法律案ノ三案ニ對スル希望決議
本委員會ニ付託サレタ政府提出ノ諸法律案ハ、日本國憲法ノ基本的原則ヲ實現スルタメノ暫定的應急的措置トシテ止ムヲ得ザルモノトシテ承認スルガ、ソノ内容ニハ不十分ナルモノガ多クアルノデ、日本國憲法ノ字義ト精神ニ即シタ慎重且ツ周到ナ本格的全面的改正ヲ國會ニ於テ速カニ完成シ得ルヨウ、政府ハ萬全ノ努力ヲスベキコトヲ強く希望スル。
右決議スル。
〔霜山委員提出〕
日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に關する法律案ニ對スル希望決議
本法案ハ、日本國憲法第二十四條ノ下ニ民法ノ運用ヲ調整スルタメ、最少ノ限度ニオイテ應急措置ノ規定ヲ設ケタルノニ止マル結果、家族生活ノ尊重ニツイテハ世ニ遺憾ナ誤解ヲ生ズル虞ガアル。
依ツテ、政府ハ、立法上及ビ行政

貴族院事務局

印刷者 印刷局